

世界遺産の動向並びに「平泉の文化遺産」及び「縄文遺跡群」の経過報告について

1 世界遺産全体の動向

- 世界遺産委員会（第41回、2017年7月、ポーランド（クラクフ））
 - ・ 新規に21件（文化遺産18件、自然遺産3件）が登録された結果、世界遺産は総計1073件（文化872件、自然206件、複合35件）となった。
 - ・ 日本の新世界遺産：『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群（福岡県）
- 保全状況に係る特記事項
 - ・ 先進国における世界遺産周辺の開発（リバプール、ウィーン歴史地区）
 - ・ 緩衝地帯の外における開発行為の規制が要請（沖ノ島）
- 2018年の世界遺産委員会において審議される予定の日本の候補
 - ・ 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（文化、長崎県・熊本県）
 - ・ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（自然、鹿児島県・沖縄県）

2 「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」に係る経過報告

- 世界遺産委員会から求められていた中尊寺と無量光院跡の庭園修復計画等について、平成29年1月にユネスコへ提出した報告書の内容を、現在イコモスにおいて審査中。
- 資産の保存管理に係るユネスコへの定期報告が2020年に予定されることが示された。
- 平成29年7月31日、柳之御所遺跡など5遺跡を追加登録するための6項目の課題が、国の文化審議会から示された。（P5「別紙1」参照）
- 平成30年2月10日、今年度は文化庁に提出する準備状況報告書に拡張推薦書（素案）を添付せず、次年度以降も県と関係市町による追加登録への取組が継続されることとなった。これにより、「包括的保存管理計画」の改定も延期した。
- 平成30年3月30日、追加登録のため、平成25年度から県と関係市町により実施してきた5か年の調査研究成果の総括報告書を刊行する予定。

3 「北海道・北東北の縄文遺跡群」に係る経過報告

- 平成29年7月31日、平成29年度末に提出した推薦書素案について、ユネスコへ推薦するための6項目の課題が、国の文化審議会から示された。（P7「別紙2」参照）
- 平成29年11月1日、第5回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（本部長：青森県知事）が開催され、平成32年の世界遺産登録を目指す方針を確認した。
- 平成30年3月15日、推進本部においている縄文遺跡群世界遺産登録推進会議（座長：青森県世界文化遺産登録推進室長）の今年度第2回会議において、今年度末に提出予定の推薦書（素案）の内容を確認した。
- 平成30年3月30日、準備状況報告書に推薦書（素案）等を添付し、文化庁へ提出する予定。（P9「別紙3」参照）

「平泉の文化遺産」の拡張登録に係り文化審議会から示された課題への対応

課題 1

過去にイコモス又は世界遺産委員会から指摘された点について、論理的に説明すること。特に拡張しようとしている各構成資産について、浄土思想との関係性を明確に説明すること。

対応方針

H29年度において新たに説明が可能となった浄土思想との関係を示す。

課題 2

新たな顕著な普遍的価値（OUV）を主張するならば、その妥当性について論理的に説明すること。特に「仏の理想世界の中心」という概念、平泉の空間設計が奥州藤原氏によるものとする根拠、それをOUVとする妥当性、関山及び金鶏山という2つの聖山の関係性、などについてわかりやすく説明すること。

対応方針

H29年度における顕著な普遍的価値（OUV）の検討状況を示す。

課題 3

比較研究の妥当性についてよく検討すること。特に藤原京における政庁と寺院との関係性、仏教による国家守護をうたった平城京、又はタンロン遺跡などアジアにおける都城との比較に留意すること。

対応方針

H29年度における比較研究の進展を示す。

課題 4

柳之御所遺跡の資産範囲について、無量光院跡との一体性又は関係性の観点及び地形上の観点から、過不足ないものとする。

対応方針

H29年度における史跡追加指定等の具体的進展を示す。

別紙 1

課題 5

拡張予定の構成資産について、OUVへの貢献の観点から価値が定まり、その価値を立証する物証が得られているかどうかよく検討すること。

対応方針

「仏国土（浄土）」の価値へ貢献する新たな物証について示す。

課題 6

資産及び緩衝地帯の保全手法について、適切にコントロールされているかどうかよく検討すること。

対応方針

資産及び緩衝地帯の保全手法の検討について示す。

「縄文遺跡群」の推薦に係り文化審議会から示された課題への対応

推薦のために審議会から指摘された課題について、青森県事務局が対応状況をまとめている内容について、報告します。

(1) 顕著な普遍的価値（OUV）に関する課題事項（3項目）

課題 1

地域文化圏で顕著な普遍的価値（OUV）を主張する妥当性を論理的に説明すること。その上で、北海道・北東北地域文化圏の優位性・特異性・代表性について、比較研究等によって明確に示すこと。

対応状況

次の説明が求められていると課題を整理。

- ① 地域文化圏を以てOUVを主張することの妥当性
⇒ 縄文文化を通じて地域文化圏が存在していたことについて説明する。
- ② 他の地域文化圏との比較分析により、北海道・北東北の地域文化圏が示す優位性・特異性・代表性（いずれかでよい）
⇒ 各地域文化圏に所在する史跡・特別史跡を対象に比較検討を行う。

課題 2

地域文化圏内での多様性、又は1万年間の変動性に留意しつつ、本資産が主張するOUVについてわかりやすく説明すること。特に評価基準（v）について、集落周辺の土地利用の在り方を含め十分に説明すること。

対応状況

- ① 評価基準（v）の内容である立地環境を、評価基準（iii）に含めることについては、今後も引き続き検討しながら作業を進める。
- ② 海進、海退、大規模火山噴火などに伴う遺跡の在り方の変化などについて、より具体的でめりはりのある説明となるよう工夫する。
- ③ 集落と祭祀・儀礼のあり方の変遷を、縄文文化1万年を通じ典型を示して説明できることを本資産のOUVの柱とし、この地域の集落と祭祀・儀礼のあり方の変遷について、考古学の専門性を有しない人にもわかりやすく説明する。

課題 3

狩猟・採集・漁ろうによる集落及び祭祀の在り方と農耕によるそれとの共通点及び相違点について、わかりやすく説明すること。また、北海道・北東北の地域文化圏として一つの文化が1万年間継続したことについて、その背景も含めてわかりやすく説明すること。

対応状況

- ① 縄文時代以前の旧石器時代、後の弥生時代、古墳時代における集落及び祭祀の在り方について、比較しながら説明する。
- ② 継続性については、環境についてさらに説明を補う。

別紙 2

(2) 構成資産の選択に関する課題事項 (1 項目)

課題 4

構成資産選択の妥当性について、論理的に説明すること。特に完全性の観点から、OUVを提案する17資産で過不足なく示しているかどうか、構成資産の選択についてよく検討すること。

対応状況

- ① 構成資産のプロパティの要件を再整理する。
- ② 継続性を説明する上でいずれの構成資産も欠かすことはできないことを、時間軸や環境の変化などとの関連性を整理し、それらを踏まえ主張する。

(3) 保全に関する課題事項 (2 項目)

課題 5

開発圧力との調整、資産範囲に関する完全性の向上などについて、継続して取り組むこと。

課題 6

個々の構成資産だけではなく、全体が一つの資産として理解できるよう、展示・解説等を整えること。

対応方針

各構成資産及び資産全体の保存管理及び整備活用については、各自治体及び縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会において、引き続き関係機関との調整・協議を行いながら、より実効性が高く一体的な体制整備を継続している。

【参考】世界遺産一覧表に文化資産を登録する場合の評価基準

- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
- (v) あるひとつの文化（又は複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）

別紙 3

「縄文遺跡群」に係る推薦スケジュール

- 平成30年3月30日まで 「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」から文化庁へ推薦書
素案ほか関連資料を提出予定
- 平成30年7月ごろ 文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会で、平成30
年度のユネスコへの推薦資産候補を審査

(以下、ユネスコへの推薦候補とされた場合の予定)

- 平成30年9月末日まで ユネスコへ推薦書（暫定版）を提出
- 平成31年2月1日まで ユネスコへ推薦書を提出

※ ユネスコからイコモスへ推薦資産の審査が依頼される

- 平成31年6月 第42回世界遺産委員会において推薦書の受理が報告
- 平成31年夏～秋ごろ イコモスによる現地調査

※ 推薦内容に係る追加情報等が求められる場合がある

- 平成32年4～5月ごろ 政府にイコモスの評価が伝達
(登録、情報照会、延期、不登録の4段階)
- 平成32年夏ごろ 第43回世界遺産委員会において登録の可否が審議